

## ○厚生労働省告示第二百九十三号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第三条第四号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤を次のように定め、令和四年九月二十六日から適用する。

なお、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第四項第四号の規定に基づき厚生労働大臣が定める薬剤（令和四年厚生労働省告示第二百五十五号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則附則第二条の二第一項の規定による届出があつた都道府県（令和四年厚生労働省告示第二百六十六号）は、令和四年九月二十五日限り廃止する。

令和四年九月二十二日

厚生労働大臣 加藤 勝信

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生

労働大臣が定める薬剤

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第三条第四号の規定に基づき厚生労働

大臣が定める薬剤は、次に掲げるものとする。

一 カシリビマブ（遺伝子組換え）・イムデビマブ（遺伝子組換え）

二 ステロイド薬

三 ソトロビマブ（遺伝子組換え）

四 トシリズマブ（遺伝子組換え）

五 ニルマトレルビル・リトナビル

六 バリシチニブ

七 モルヌピラビル

八 レムデシビル